

令和2年12月定例会提出議案概要（記者発表資料）

1	招集告示日	令和2年11月20日	
2	招 集 日	令和2年11月30日	
3	提出議案件数	23件	
		予 算 5件	
		条 例 10件	
		その他 8件	
4	議案等件名		
	議案第102号	令和2年度西条市一般会計補正予算（第9回） について	別 冊
	議案第103号	令和2年度西条市国民健康保険特別会計補正予 算（第2回）について	
	議案第104号	令和2年度西条市簡易水道事業特別会計補正予 算（第1回）について	
	議案第105号	令和2年度西条市小松地域交流事業特別会計補 正予算（第1回）について	
	議案第106号	令和2年度西条市後期高齢者医療保険特別会計 補正予算（第1回）について	
	議案第107号	西条市総合体育館等の指定管理者の指定につい て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	議案第108号	西条市産業情報支援センターの指定管理者の指 定について・・・・・・・・・・・・・・・・	
	議案第109号	西条市食の創造館の指定管理者の指定について	
	議案第110号	西条市総合文化会館及び西条市丹原文化会館の 指定管理者の指定について・・・・・・・・	
	議案第111号	字の新設及び小字の廃止について・・・・・・・・	
	議案第112号	市道路線の一部廃止について・・・・・・・・	
	議案第113号	市道路線の一部廃止について・・・・・・・・	
	議案第114号	市道路線の一部廃止及び認定について・・・・	
	議案第115号	西条市手数料条例の一部を改正する条例につい て・・・・・・・・・・・・・・・・	
	議案第116号	西条市子育て交流センター設置及び管理条例の 一部を改正する条例について・・・・・・・・	
	議案第117号	西条市食の創造館設置及び管理条例の一部を改 正する条例について・・・・・・・・	

別
冊

議案第 1 1 8 号	四国鉄道文化館設置及び管理条例の一部を改正 する条例について	1 0
議案第 1 1 9 号	十河信二記念館設置及び管理条例の一部を改正 する条例について	1 1
議案第 1 2 0 号	西条市後期高齢者医療に関する条例の一部を改 正する条例について	1 2
議案第 1 2 1 号	西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正 する条例について	1 3
議案第 1 2 2 号	西条市水道事業の設置等に関する条例及び西条 市水道事業給水条例の一部を改正する条例につ いて	1 4
議案第 1 2 3 号	西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例 について	1 5
議案第 1 2 4 号	西条市消防団条例の一部を改正する条例につい て	1 6

議案第107号～議案第110号

各公の施設の指定管理者の指定について

(スポーツ健康課・産業振興課・社会教育課)

1 提出の理由

西条市の公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするものである。

施設名	指定管理者候補
西条市総合体育館	西条市スポーツ協会グループ
西条市ひうち体育館	
西条市ひうち球場	
西条市ひうち陸上競技場	
西条市西条運動公園総合プール	
西条市東予運動公園野球場	
ビバ・スポルティアSAIJO	
西条市東予運動公園多目的広場	
西条市東予運動公園球技場	
西条市東予運動公園テニスコート	
西条市東予運動公園海浜広場	
西条市東予運動公園プール	
西条市西条市民公園テニスコート	
西条市西条市民公園多目的広場	
西条市東予体育館	
西条市丹原B&G海洋センター	株式会社西条産業情報支援センター
西条市産業情報支援センター	
西条市食の創造館	株式会社西条産業情報支援センター
西条市総合文化会館	アクティオ株式会社
西条市丹原文化会館	

3 指定の期間

(西条市総合体育館等)

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間
(西条市産業情報支援センター及び西条市食の創造館)

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間
(西条市総合文化会館及び西条市丹原文化会館)

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

議案第111号 字の新設及び小字の廃止について

(農林土木課西部分室)

1 提出の理由

西条市氷見地区(大兵衛・蔵井地区)において、平成23年度新規事業地区として、県営による農地整備事業(経営体育成型)の採択を受け実施してきたところである。

このたび、土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく換地処分を実施する必要があり、当該事業地区内に字を新設し、及び小字を廃止するため、議会の議決を求めるものである。

2 概要

- (1) 事業名 県営農地整備事業(経営体育成型)大兵衛・蔵井地区
- (2) 事業年度 平成23年度から令和2年度まで
- (3) 区画整備面積 63.9ha
- (4) 字の新設及び小字の廃止 氷見及び小松町新屋敷の事業地区内

議案第112号 市道路線の一部廃止について

(建設道路課)

1 提出の理由

国及び愛媛県の東予港（中央地区）複合一貫輸送ターミナル整備事業による臨港道路の付け替えに伴い、市道3号地線の一部を廃止しようとするものである。

2 廃止路線概要

- | | |
|----------|---------------------------------|
| (1) 整理番号 | 3001 |
| (2) 名称 | 3号地線 |
| (3) 延長 | (旧) 691.5m
(新) 538.8m |
| (4) 幅員 | (旧) 7.4m～21.2m
(新) 7.4m～8.0m |

議案第113号 市道路線の一部廃止について

(建設道路課)

1 提出の理由

国及び愛媛県の東予港(中央地区)複合一貫輸送ターミナル整備事業による臨港道路の付け替えに伴い、市道今在家東4号線の一部を廃止しようとするものである。

2 廃止路線概要

- | | |
|----------|----------------------------|
| (1) 整理番号 | 3062 |
| (2) 名称 | 今在家東4号線 |
| (3) 延長 | (旧) 345.4m
(新) 236.3m |
| (4) 幅員 | (旧) 6.0m~20.6m
(新) 6.0m |

議案第114号 市道路線の一部廃止及び認定について

(建設道路課)

1 提出の理由

愛媛県銑鉄鋳物工業団地への払下げのため、市道田野吉井支線の一部を廃止し、及び当該市道路線と交差する法定外道路を市道路線として認定しようとするものである。

2 廃止路線概要

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| (1) 整理番号 | 3167 |
| (2) 名称 | 田野吉井支線 |
| (3) 延長 | (旧) 258.6 m
(新) 114.4 m |
| (4) 幅員 | (旧) 1.6 m～15.0 m
(新) 1.9 m～3.1 m |

3 認定路線概要

- | | |
|--------|-------------|
| (1) 名称 | 福田宮下支線 |
| (2) 延長 | 105.0 m |
| (3) 幅員 | 4.0 m～7.2 m |

議案第 1 1 5 号 西条市手数料条例の一部を改正する条例について
(建築審査課)

1 提出の理由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 4 3 号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

居住環境向上用途誘導地区における建築物の建蔽率若しくは壁面の位置又は建築物の高さの特例許可に係る申請手数料を「1 8 2, 0 0 0 円」と定める。

3 施行期日

公布の日

議案第 1 1 6 号 西条市子育て交流センター設置及び管理条例の一部
を改正する条例について

(子育て支援課)

1 提出の理由

子育て交流センターの運営体制の見直しにより、令和 3 年度からの休館日及び開館時間を変更し、持続可能な施設運営を図るため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 「文化の日」を新たに休館日とする。
- (2) 開館時間について、「午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで」を「午前 9 時から午後 5 時まで」に改める。

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

議案第 1 1 7 号 西条市食の創造館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

(産業振興課)

1 提出の理由

西条市食の創造館の運営体制の見直しにより、令和 3 年度からの休館日及び開館時間を変更し、持続可能な施設運営を図るため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 「日曜日及び月曜日」を新たに休館日とする。
- (2) 開館時間について、「午前 9 時から午後 6 時まで」を「午前 9 時から午後 5 時まで」に改める。

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

議案第118号 四国鉄道文化館設置及び管理条例の一部を改正する
条例について

(観光振興課)

1 提出の理由

四国鉄道文化館の運営体制の見直しにより、令和3年度からの開館時間を変更し、持続可能な施設運営を図るため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

開館時間について、「午前9時から午後6時まで」を「午前9時から午後5時まで」に改める。

3 施行期日

令和3年4月1日

議案第119号 十河信二記念館設置及び管理条例の一部を改正する
条例について

(観光振興課)

1 提出の理由

十河信二記念館の運営体制の見直しにより、令和3年度からの開館時間を変更し、持続可能な施設運営を図るため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

開館時間について、「午前9時から午後6時まで」を「午前9時から午後5時まで」に改める。

3 施行期日

令和3年4月1日

議案第120号 西条市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

(国保医療課)

1 提出の理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)の一部が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

延滞金の割合の特例について特例基準割合等の名称が変更されることに伴い、関係する規定を整備する。

3 施行期日

令和3年1月1日

議案第 1 2 1 号 西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する
条例について

(施設管理課)

1 提出の理由

西条市公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した泉町 1 区、泉町 3 区及び泉町 5 区の各市営住宅を統合し、泉町団地 2 区を設置するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

別表の泉町 1 区、泉町 3 区及び泉町 5 区に関する規定を削除し、泉町団地 2 区に関する規定を追加する。

3 施行期日

令和 3 年 3 月 1 日。ただし、準備行為に関する規定は、公布の日

議案第122号 西条市水道事業の設置等に関する条例及び西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
(水道業務課・水道工務課)

1 提出の理由

西条市簡易水道事業及び西条市西ひうち水道を西条市水道事業に統合するとともに、給水区域を拡張するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)適用事業である水道事業に簡易水道事業を統合することにより地方公営企業法を適用するとともに、現在、認可上、五つに分かれている水道事業及び専用水道である西ひうち水道、これら全てを統合し、一つの水道事業会計にすることで効率化及び経営基盤の強化を図る。
- (2) 現在、西ひうち北側において埋立てを行い、工業用地として整備中である区域と東ひうちを給水区域に編入する。
- (3) 附則において、西条市簡易水道条例(平成16年西条市条例第141号)及び西条市西ひうち水道条例(平成16年西条市条例第142号)を廃止するとともに、西条市特別会計条例(平成16年西条市条例第50号)の簡易水道事業特別会計に関する規定を削除することなどを規定する。

3 施行期日

令和3年4月1日

議案第123号 西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

(水道工務課)

1 提出の理由

水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成31年政令第154号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

指定給水装置工事を適正に行うための資質の保持や実態との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定に5年ごとの更新制が導入されたことに伴い、当該指定について、新規指定の手数料を「30,000円」から「10,000円」に改め、新たに、更新の手数料を「10,000円」と定める。

3 施行期日

令和3年4月1日

議案第124号 西条市消防団条例の一部を改正する条例について
(消防本部総務課)

1 提出の理由

西条市消防団における中川分団及び桜樹分団の統合に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

消防団員の定数について、「1,775人」を「1,748人」に改める。

3 施行期日

令和3年4月1日